

「高齢者医薬品適正使用検討会」開催要綱

1 目的

本検討会は、高齢者の薬物療法に関する安全対策を推進する上で、必要となる事項について調査・検討することを目的として開催する。

2 検討事項

高齢者の薬物療法の安全性確保のため、医薬品の安全性情報の提供のあり方等の安全対策を推進するに当たって必要な事項。

3 構成員等

- (1) 本検討会は、別紙の構成員により構成する。
- (2) 本検討会に座長を置き、座長は、検討会の議事を整理する。
座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代行することとする。
- (3) 本検討会は、必要に応じて、構成員以外の専門家及び有識者から意見を聴くことができる。
- (4) 検討会における検討に必要な特定の事項を調査・検討するために、本検討会の下で分科会を開催することができる。
- (5) 本検討会の構成員等は、議事にあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 運営

- (1) 本検討会は、医薬・生活衛生局長が構成員等の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会は、知的財産権等に係る事項を除き原則公開するとともに、議事録を作成し、構成員等の了解を得た上で公表する。
- (3) 本検討会の庶務は、医薬・生活衛生局医薬安全対策課が行う。
- (4) その他、必要な事項は、座長が検討会の了承を得てその取扱いを定める。